

免 許 所 有 職 員 等 の 経 験 年 数 の 取 扱 い

免許取得後の経験年数として取り扱うことのできる免許取得前の経歴

給 料 表	職 員	経 歴	経験年数として取り扱うことができる年数
医療職給料表（二）	歯 科 衛 生 士 に 相 当 す る 職 務	口くう衛生業務の補助に従事した経歴	8割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下の年数で事務局長の承認を得たもの）
	歯 科 技 工 士 に 相 当 す る 職 務	歯科技工に関する業務に従事した経歴	
	あん摩マッサージ指圧師に相当する職務、はり師に相当する職務、きゅう師に相当する職務及び柔道整復師に相当する職務	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診 療 放 射 線 技 師 に 相 当 す る 職 務	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療エックス線技師に相当する職務	診療エックス線業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	臨 床 検 査 技 師 に 相 当 す る 職 務	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	衛 生 検 査 技 師 に 相 当 す る 職 務	衛生検査の業務に従事した経歴	
	臨 床 工 学 技 士 に 相 当 す る 職 務	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経歴	
	理学療法士に相当する職務及び作業療法士に相当する職務	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴	
	義 肢 装 具 士 に 相 当 す る 職 務	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係ある業務に従事した経歴（医療職給料表（二）初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者にあつては、事務局長の承認を得たものに限る。）	
	視 能 訓 練 士 に 相 当 す る 職 務	視能訓練の業務に従事した経歴	
	言 語 聴 覚 士 に 相 当 す る 職 務	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴	
医療職給料表（三）	看護師並びに看護師の免許を有する保健師に相当する職務及び助産師に相当する職務	准看護師の業務に従事した経歴	

（注）免許取得の時期が遅延した者の取扱い

免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって当該免許を取得した時とみなすことができる。